

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
翌日の翌日)

目 次

◇ 告 示

- 字の区域の新設等
- 生活保護法による医療機関の指定
- 被爆者一般疾病医療機関の指定
- 計量器の定期検査の実施
- 土地改良区の役員の退任
- 土地改良区の役員就退任(二件)
- 土地改良区の清算人の就任(二件)
- 土地改良事業計画の適否の決定
- 土地改良事業の認可
- 土地改良法による換地計画の適否の決定(四件)
- 土地改良法による換地処分
- 保安林の指定の解除(二件)
- 保安林の指定の解除予定(五件)
- 土地収用法による土地の立入り
- 鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等の一部改正

告 示

鳥取県告示第五百五十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、智頭町長から次のとおり字の区域を新たに画し、変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の新設、変更及び廃止は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による三田地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十七年六月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

新たに画する字の名称

大字三田字上河原

同上の区域(昭和五十六年十二月二十二日現在の地番による。)

大字三田字ホキノ元八七三の二、八七三の四、八七八、八七九の一、八七九の四、八八〇の一、八八〇の二、八八一の一、八八一の五から八八一の一〇まで及びこれらと一体をなす国有地並びに八七四の一及び八七七の一と一体をなす国有地の一部、大字三田字ユウメイゴ八九一の一、八九一の四、八九二の一、八九二の二、八九三の一、八九四、八九五の一、八九八の一、八九九の一、九〇〇の一、九〇一及びこれらと一体をなす国有地の一部、大字山根字川尻

<p>区域を変更する 字の名称</p>	<p>三三八の一、三三九の一から三三九の四まで、三四〇の一、三四〇の二、三四一の一、三四二、三四三の一及びこれらと一体をなす国有地の一部、大字山根字上河原三四四の一、三四四の二、三四五の一、三四五の二、三四六の一から三四六の五まで、三四七の一、三四八の一、三四八の二、三四九の一、三五〇の一、三五〇の二、三五一の一から三五二の三まで、三五二の一及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに大字山根字北田五〇九の一及び五二五の一と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字三田字眷田</p>	<p>同上の区域(昭和五十六年十二月二十二日現在の地番による。)</p>
<p>大字三田字ヲカ メ田</p>	<p>大字三田字眷田のうち一二四の一の一部、一二四の三、一二七の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字三田字大町谷の全域、大字三田字ヲカメ田一四〇の一部、一四二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字三田字大町口一六六から一六八まで、一六九の一部、一七〇の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字三田字参宮田二〇八の一部並びに大字三田字和田山九八〇の三</p>
<p>大字三田字大町 口</p>	<p>大字三田字ヲカメ田のうち一四〇の一部、一四二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字三田字住ヶ 谷</p>	<p>大字三田字大町口のうち一六六から一七〇まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字三田字金久 勢田</p>	<p>大字三田字住ヶ谷のうち一七二、一七二次一、一七三の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字三田字金久勢田のうち一八二、一八六、一八七及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>

<p>大字三田字参宮 田</p>	<p>大字三田字参宮田のうち二〇八の一部以外の区域、大字三田字眷田一二四の一の一部、一二四の三、一二七の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字三田字大町口一六九の一部、一七〇の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字三田字住ヶ谷一七二、一七二次一、一七三の一の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字三田字金久勢田一八二、一八六、一八七及びこれらと一体をなす国有地、大字三田字小深田四二四の一部、四二五、四二六の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字三田字森ヶ谷四三八の一の一部及びこれと一体をなす国有地並びに大字三田字森ヶ谷上一〇〇七の二の一部</p>
<p>大字三田字桑原</p>	<p>大字三田字桑原のうち二三六の三の一部、二三八の一の一部、二三九、二四〇、二四一から二四三までの一部、二四六の一部、二四九の一部、二五三の一の一部、二五七の一の一部、二五七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字三田字家廻り三二二の一部並びに大字三田字小深田四〇八の一部</p>
<p>大字三田字岸ノ 下</p>	<p>大字三田字岸ノ下の全域、大字三田字桑原二三六の三の一部、二三八の一の一部、二三九、二四〇、二四一から二四三までの一部、二四六の一部、二四九の一部、二五三の一の一部、二五七の一の一部、二五七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字三田字石田二八五の二の一部、二八六の一の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字三田字家廻り三二〇の一部、三二二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字山根字中河原一〇五の二及びこれと一体をなす国有地</p>
<p>大字三田字石田</p>	<p>大字三田字石田のうち二八五の二の一部、二八六の一の一部、二八七の一の一部、二九一の一の一部、二九一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大</p>

大字三田字奥ヶ谷	七六〇の二、七六一、七六二の二の一部、七六二の二、七六四の一部、七六五、七六六、七六七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字三田字垣ノ内一一〇五の二
大字三田字リユウゲンナ	大字三田字奥ヶ谷のうち七五四の二及びこれと一体をなす国有地以外の区域 大字三田字リユウゲンナのうち七五五、七五六、七五七の二から七五七の三まで、七五八の一、七五八の二、七五九の二、七五九の三、七六〇の二、七六〇の三、七六一、七六二の二の一部、七六二の三、七六四の一部、七六五、七六六、七六七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字三田字ホキノ元	大字三田字ホキノ元のうち八七三の二、八七三の四、八七八、八七九の二、八七九の四、八八〇の二、八八〇の三、八八一の二、八八一の三、八八一の四、八八一の五から八八一の二〇まで及びこれらと一体をなす国有地並びに八七四の二及び八七七の二と一体をなす国有地以外の区域、大字三田字ユウメイゴ八八七、八八八の一部、八八九の二の一部、八九〇の二及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに大字三田字ユウ免九〇九の一部、九一〇の二、九一一の二及びこれらと一体をなす国有地
大字三田字ユウメイゴ	大字三田字ユウメイゴのうち八八七、八八八、八八九の二、八九〇の二、八九一の二、八九二の二、八九三の二、八九四、八九五の二、八九七の二、八九八の二、八九九の二、九〇〇の二、九〇一、九〇二、九〇三、九〇四及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字三田字ユウ免	大字三田字ユウ免のうち九〇九の一部、九一〇の一部、九一一の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字三田字ユウメイゴ八八八の一部、八八九の二の一部、八九七の二、九〇三の二、九〇四及びこれらと一体をなす国有地の一部
大字三田字御墓	大字三田字御墓のうち九四八の四以外の区域並びに大字三田字南口五二一の二の一部、五一三の二、五一七の一部、五一八、五一九の一部、五二五の二の一部、五二八の六の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字三田字天王木	大字三田字天王木木ノ全域及び大字三田字御墓九四八の四
大字三田字和田山	大字三田字和田山のうち九八〇の三以外の区域
大字三田字森ヶ谷上	大字三田字森ヶ谷上のうち一〇〇七の二以外の区域
大字三田字垣ノ内	大字三田字垣ノ内のうち一一〇五の二以外の区域
大字山根字中河原	大字山根字中河原のうち一〇五の二及びこれと一体をなす国有地以外の区域
大字山根字川尻	大字山根字川尻のうち三三八の一、三三九の二から三三九の四まで、三四〇の二、三四〇の三、三四一の二、三四二、三四三の二及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字山根字北田	大字山根字北田のうち五〇九の二及び五一五の二と一体をなす国有地の一部以外の区域並びに大字三田字上河原三四七の二、三四九の二、三五一の四、三五一の五、三五二

の二及びこれらと一体をなす国有地並びに三四七の一と一体をなす国有地の一部

廃止する字の名称

大字三田字大町谷及び大字山根字上河原

鳥取県告示第五百五十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和五十七年六月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
田中外科内科	鳥取市吉方温泉三丁目八〇七	昭和五十七年五月二十六日

鳥取県告示第五百五十九号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十

十二年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和五十七年六月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地
昭和五十七年五月三十一日	堀江齒科医院	米子市錦町一丁目一五
〃	田中外科医院	鳥取市吉方温泉三丁目八〇七
昭和五十七年六月一日	尾崎外科医院	鳥取市湖山町白浜三六八三

鳥取県告示五百六十号

計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第四百十条の規定に基づき、倉吉市に所在する計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第四百十三条の規定により告示する。

昭和五十七年六月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 計量法第四百十二条各号に掲げる計量器

実施期間 実施場所

昭和五十七年七月五日から
昭和五十八年三月三十一日まで
当該計量器の所在の場所

二 計量法第四百二十二条各号に掲げる計量器以外の計量器

実施期日	実施時間	実施区域	実施場所
昭和五十七年七月五日	午前十時から 午後三時まで	倉吉市	倉吉福祉会館
昭和五十七年七月六日	"	"	"
昭和五十七年七月七日	"	"	倉吉市立河北中学校
昭和五十七年七月八日	"	"	倉吉市立成徳小学校
昭和五十七年七月九日	"	"	"
昭和五十七年七月十三日	午前十時から 正午まで	"	神鋼機器工業株式会社
昭和五十七年七月十六日	午前十時から 午後二時まで	"	倉吉市立成徳小学校

鳥取県告示第五百六十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のおり香取土地改良区から役員が退任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十七年六月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

退任した役員の名及び住所

理事 森田 春信 西伯郡大山町豊房二〇五二二二六
昭和五十七年三月三日退任

鳥取県告示第五百六十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のおり五千石井手土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十七年六月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

退任した役員の名及び住所

理事 大江 克	西伯郡岸本町大殿一一一八
" 影山 幹彦	" 六二八
" 松下 国雄	" 坂長八二七
" 宅野 正治	米子市諏訪二九
" 湯原 茂夫	" 九八
" 都田 清一	" 二七三
" 湯原 健	" 六二七
" 野口 辰己	" 八幡二二二
" 深田 孝	" 二六〇
" 高田 一夫	" 五三六

高田 計久 福市一〇八
 内藤武一郎 六八五
 杉村 晴正 一二五七
 監事 大江 数 西伯郡岸本町大殿二一九
 木村 操 米子市八幡四六八
 遠藤 安雄 福市二二二一
 昭和五十七年四月九日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 松下 国雄 西伯郡岸本町坂長八二七
 大江 克 大殿二二一八
 影山智寿明 七四二二二
 湯原 健 米子市諏訪六二七
 湯原 茂夫 九八
 宅野 正治 二九
 藤原 憲二 五六三
 野口 辰己 八幡二二二
 深田 孝 二六〇
 高田 一夫 五三六
 高田 計久 福市一〇八
 杉村 晴正 一二五七
 中嶋 正六 七八五
 監事 影山 幹彦 西伯郡岸本町大殿六二八
 木村 繁信 米子市八幡四七七一三

遠藤 正 福市七三三

昭和五十七年四月十日就任 任期四年

鳥取県告示第五百六十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり箕蚊屋土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十七年六月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

退任した役員の氏名及び住所

理事 若松 宗知 米子市古豊千六四一
 村瀬 秀治 二本木五六四
 塚谷 正之 今在家一四五
 益田 信夫 西伯郡日吉津村大字富吉一一一〇
 坂金 一彦 米子市浦津六六
 大橋 宗春 西伯郡岸本町吉長三五〇一一
 柊 幸雄 遠藤二六
 中本 武志 米子市尾高一四二七
 尾村 英夫 西伯郡日吉津村大字日吉津六九七
 植田 森男 米子市古豊千六五四
 森田 幾蔵 河岡七〇一

松本 弘	東八幡九八―五
林 徳喜	西伯郡淀江町大字佐陀一四八―二
今中 満通	米子市吉岡一九四
番原 通弘	下新印一七七
倉田 繁夫	一部三六九―三
洞 鏡吉	蚊屋四六
高橋 十	上新印二九三
西村 功	赤井手一九七一―
深田 豊	西伯郡日吉津村大字今吉二八二
河本 愨也	米子市古豊千二六六
妹尾 晋	二本木二七二
田中 利行	西伯郡岸本町吉長二七九
松田 弘	米子市下新印一〇三一―

昭和五十七年四月四日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 村瀬 秀治	米子市二本木五六四
塚谷 正之	今在家一四五
益田 信夫	西伯郡日吉津村大字富吉一一一〇
坂金 一彦	米子市浦津六六
大橋 宗春	西伯郡岸本町吉長三五〇―一
勝部 晃	遠藤二三
森田 幾蔵	米子市河岡七〇一
倉田 繁夫	一部三六九―三

内藤 卓也	東八幡二五五―二
若松 宗知	古豊千六四―一
植田 森男	六五四
遠藤 豊一	下新印七四
西村 功	赤井手一九七一―
後藤 潔	尾高一七二四
高橋 十	上新印二九三
今中 満通	吉岡一九四
黒多 仁	蚊屋二八六一―
林 徳喜	西伯郡淀江町大字佐陀一四八―二
石川 武春	日吉津村大字日吉津三九四
尾村 英夫	六九七
深田 豊	大字今吉二八二
船場 始	米子市河岡五九〇
河本 愨也	古豊千二六六
番原 通弘	下新印一七七
妹尾 晋	二本木二七二

昭和五十七年四月五日就任 任期四年

鳥取県告示第五百六十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第二項において準用する同法第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり青谷町西町土地改良区から清算人が就任した旨の届出があつたので、同法第六十八条

第二項において準用する同法第十八条第十七項の規定により告示する。

昭和五十七年六月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

就任した清算人の氏名及び住所

理事 田中 沢蔵 気高郡青谷町大字西町四四六二

田中 平蔵 大字青谷四三三八

田中 清 大字露谷五四

田中 順 大字井手五六一一二

田内 兵一 大字西町四四五一

山本 伸一 大字青谷三八二八

昭和五十七年五月十九日就任 任期清算終了まで

鳥取県告示第五百六十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第二項において準用する同法第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり青谷町東町土地改良区から清算人が就任した旨の届出があつたので、同法第六十八条第二項において準用する同法第十八条第十七項の規定により告示する。

昭和五十七年六月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

就任した清算人の氏名及び住所

理事 石井 巖 気高郡青谷町青谷六四九

竹本 義雄 六〇〇

砂川 哲夫 四〇七七

小清水 正 五九八

山下 顕正 三一一五

浜田 幸雄 三四一四

大寺 孝臣 五五四

秋田 勇 三〇七一

昭和五十七年五月十九日就任 任期清算終了まで

鳥取県告示第五百六十六号

昭和五十七年四月一日付けで日南町から申請のあつた土地改良（福万来地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年六月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十七年六月五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百六十七号

倉吉市から申請のあつた市営土地改良（志津地区は場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十七年五月三十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十七年六月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第五百六十八号

昭和五十七年二月二十二日付けで郡家町から申請のあつた奥山上地区の換地計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年六月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十七年六月五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

郡家町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百六十九号

昭和五十七年三月十七日付けで鳥取市から申請のあつた津ノ井地区船木工区の換地計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年六月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十七年六月五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百七十号

昭和五十七年四月十六日付けで鳥取市から申請のあつた高草地区第六工区の換地計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年六月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十七年六月五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百七十一号

昭和五十七年五月四日付けで智頭町から申請のあつた中島地区の換地計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年六月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十七年六月五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

智頭町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百七十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、智頭町から同町が行う土地改良事業に係る三田地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十七年六月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第五百七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十七年六月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除に係る保安林の所在場所

東伯郡北条町大字松神字西灘山一二七七の二

二 保安林として指定された目的

風害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第五百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十七年六月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除に係る保安林の所在場所

東伯郡羽合町大字長瀬字村後一〇九一の一、一〇九二の一（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）、一〇九一の三から一〇九一の六まで、一〇九二の六

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び羽合町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第五百七十五号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十七年六月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市白兔字白浜六八八の四（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第五百七十六号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十七年六月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町三栄字大林山一二八二の一五、一二八二の一六、一二八二の五七（以上三筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第五百七十七号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十七年六月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字糸白見字東山（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第五百七十八号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十七年六月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡用瀬町大字屋住字袋氏五三九の一、五四〇の一、五四一の一（

以上三筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び用瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第五百七十九号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十七年六月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

西伯郡西伯町大字東上字二舛鉄山所三三二（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び西伯町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第五百八十号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第一項の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの許可をしたので、同条第四項の規定により告示する。

昭和五十七年六月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 起業者の名称

中国電力株式会社

二 事業の種類

特別高圧送電線境港南線新設工事及び配電用境港南変電所新設工事

三 立ち入ろうとする土地の区域

境港市昭和町、上道町、中野町、福定町、竹内町、元町、高松町及び
新屋町地内

四 立ち入ろうとする期間

昭和五十七年六月四日から昭和五十八年六月三日まで

鳥取県告示第五百八十一号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取
県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）
の一部を次のように改正し、昭和五十七年六月七日から施行する。

昭和五十七年六月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

第三号の表の倉吉信用金庫の項中

西倉吉支店	倉吉市西倉吉町
-------	---------

を

西 支店	西倉吉支店	倉吉市旭田町	倉吉市西倉吉町
---------	-------	--------	---------

に改める。